

令和6年度版「医科診療報酬点数表(早見表付)」の追補について(第17報)

以下の告示・通知等により、本書の内容に補正が生じましたのでお知らせします。

- ・令和7年8月29日 厚生労働省告示第233号 特定保険医療材料及び材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件
- ・令和7年8月29日 保医発0829第2号 「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

頁	欄	行	訂正後	訂正前	備考
早394		上から26行目	Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～078 (略) 079 骨セメント (1)～(3) (略) (4) 脊椎椎体形成用(椎体形成用材料セット一体型) 1g当たり 19,800円	Ⅱ 医科点数表の第2章第1部、第3部から第6部まで及び第9部から第12部までに規定する特定保険医療材料(フィルムを除く。)及びその材料価格 001～078 (略) 079 骨セメント (1)～(3) (略) (新設)	字句挿入
早394		下から7行目	注 ア～ウ (略) エ 脊椎椎体形成用(椎体形成用材料セット一体型) (ア) 椎体形成用材料セットの費用は本区分の材料価格に含まれる。 (イ) 保存的治療が奏功せず、全身麻酔による手術が困難な有痛性椎体骨折の患者に対して、関連学会の定める適正使用指針及びガイドラインに従って使用した場合に限り算定できる。 (ウ) 1治療における治療椎体は3椎体までとする。 (エ) 1回の手術に対し20gを限度として算定できる。	注 ア～ウ (略) (新設)	字句挿入
早414		下から4行目	080～145 (略) 146 大動脈用ステントグラフト (1)・(2) (略) (3) 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分) ①～③ (略) (4) 分枝血管部分連結型 3,320,000円 (4) 胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分) ① 標準型 344,000円 ② 分枝血管部分連結型 1,020,000円	080～145 (略) 146 大動脈用ステントグラフト (1)・(2) (略) (3) 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分) ①～③ (略) (新設) (4) 胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分) 344,000円	字句挿入 字句訂正
早414		下から2行目	(5) (略) (6) 胸部大動脈用ステントグラフト(分枝血管部分) 976,000円 注ア～オ (略)	(5) (略) (新設) 注ア～オ (略)	字句挿入

早415	上から28行目	<u>カ 胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し、1個を限度として算定できる。</u> <u>キ 病変長が長い場合など、複数個の胸部大動脈用ステントグラフトによる治療が必要になる場合であって、胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・分枝血管部分連結型と胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・中枢端可動型を同時に使用する場合は、1回の手術に対し、それぞれ1個を限度として算定できる。ただし、胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・中枢端可動型の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に当該材料による治療が適応となる旨を記載する。また、胸部大動脈用ステントグラフト(メイン部分)・中枢端可動型を複数個使用する場合は、医学的必要性が認められた場合に限り、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載する。</u> <u>ク 胸部大動脈用ステントグラフト(補助部分)・分枝血管部分連結型は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載する。</u> <u>ケ 胸部大動脈用ステントグラフト(分枝血管部分)は、日本ステントグラフト実施基準管理委員会の定める実施基準を遵守して使用した場合に、1回の手術に対し1個を限度として算定できる。なお、複数個による治療が必要である場合、2個を限度として算定して差し支えない。ただし、複数個の算定に当たっては、診療報酬明細書の摘要欄に複数個の当該材料による治療が適応となる旨を記載する。</u> 147～232 (略)	(新設) (新設) (新設) (新設) 147～232 (略)	字句挿入
早431	下から9行目	233 アミノ酸由来非吸収性局所止血材 1g当たり 17,600円 注 ア <u>アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、非静脈瘤性消化管出血に対する内視鏡的止血術において、機械的止血法や熱凝固法では止血が不十分な場合であって、追加の止血材として使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> イ <u>アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、1回の手術に対し原則として3gまで算定できる。1回の手術で3gを超える量を使用する場合は、その医学的必要性を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> ウ <u>アミノ酸由来非吸収性局所止血材は、消化器内視鏡検査(生検を実施する場合を含む。)において使用した場合は算定できない。</u> エ <u>デリバリーシステムの費用は本区分の材料価格に含まれる。</u>	(新設) (新設)	字句挿入 字句挿入

早431		下から9行目	234 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステント 124,000円 注 ア 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステントは、関連学会の定める適正使用指針に従って、以下のいずれかに該当する症例の副鼻腔手術後に使用した場合に限り算定できる。なお、使用に当たっては、医学的必要性及び以下のいずれに該当するかを診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。 (ア) 副鼻腔の炎症が強く副鼻腔手術前に点鼻ステロイドまたは全身性ステロイド薬による治療歴がある症例 (イ) 再発の副鼻腔炎に対する再手術の症例 (ウ) 副鼻腔手術後の内視鏡画像検査で中鼻道あるいは各副鼻腔自然口が狭く再閉鎖のリスクが高いと判断される症例 (エ) 慢性鼻副鼻腔炎の再発又は難治化のリスクが高い症例 イ 薬剤溶出型吸収性副鼻腔用ステントは、一連の治療に対して、原則として2個を限度として算定できる。医学的必要性から3個以上使用する必要がある場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載した上で、4個を限度として算定できる。	(新設) (新設)	字句挿入 字句挿入
早431		下から9行目	235 アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリ 7,010円 注 ア アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリは、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師を配置している保険医療機関において算定する。 イ 入院中の患者以外の患者(アルコール依存症の患者であつて、断酒を選択すべき患者に該当しないものに限る。)に対して、成人のアルコール依存症の飲酒量低減治療補助を目的に薬事承認されたアプリを使用し、アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師がアルコール依存症に係る総合的な指導及び治療管理を行った場合に、初回の使用日の属する月から起算して6か月を限度として、初回を含めて月1回に限り算定する。 ウ 前回算定日から、平均して7日間のうち3日以上飲酒記録がアプリに入力されている場合にのみ算定できる。ただし、初回の算定でアプリ使用実績を有しない場合は、この限りではない。 エ 本品の使用に当たっては、関連学会の策定するガイドライン及び適正使用指針に従って使用した場合に限り算定できる。	(新設) (新設)	字句挿入 字句挿入
早431		下から9行目	236 上腕静脈用カテーテル 5,790円 注 医師の血管アセスメントにおいて、末梢静脈留置針による静脈路確保が困難と判断された患者に対し、末梢静脈用の薬剤の投与を目的として、超音波診断装置を用いて上腕の静脈の位置等を確認しながら、上腕の静脈内に挿入・留置した場合に限り算定できる。使用は末梢静脈留置針による静脈路確保が困難な患者に限定されるものであって、単に連日の静脈内注射や点滴注射を行う又は周術期の管理を行う等の目的でのみ使用された場合は算定できない。なお、算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。	(新設) (新設)	字句挿入 字句挿入

380	右	上から20行目	B005-14 プログラム医療機器等指導管理料 (1) 疾病の管理等のために主に患者自らが使用するプログラム医療機器等である特定保険医療材料の使用に係る指導及び医学管理を行った場合に月1回に限り算定する。具体的には、例えば以下のような場合を指す。 ア ニコチン依存症治療補助アプリを用いる場合は、「B001-3-2」に掲げるニコチン依存症管理料の「1」の「イ」又は「2」を算定し、かつ、特定保険医療材料のニコチン依存症治療補助アプリを算定する場合 イ 高血圧症治療補助アプリを用いる場合は、高血圧症の医学管理において第2章第1部第1節医学管理料等(プログラム医療機器等指導管理料を除く。)のうち要件を満たすものを算定し、かつ、特定保険医療材料の高血圧症治療補助アプリを算定する場合 また、導入期加算は、プログラム医療機器等に係る初回の指導管理の際に、当該プログラム医療機器等を使用する際の療養上の注意点及び当該プログラム医療機器等の使用方法等の指導を行った場合に算定する。 (2) <u>アルコール依存症に係る適切な研修を修了した医師が、アルコール依存症に係る総合的な指導及び治療管理を実施し、かつ、特定保険医療材料のアルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリを算定する場合、月1回に限り本区分の点数を準用して算定する。また、アルコール依存症飲酒量低減治療補助アプリに係る初回の指導管理を行った場合は、当該初回の指導管理を行った月に限り、本区分の「注2」に規定する導入期加算の点数を準用して更に所定点数に加算する。なお、アルコール依存症に係る適切な研修の修了証について、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。自ら管理するホームページ等を有しない場合については、この限りではないこと。</u>	B005-14 プログラム医療機器等指導管理料 疾病の管理等のために主に患者自らが使用するプログラム医療機器等である特定保険医療材料の使用に係る指導及び医学管理を行った場合に月1回に限り算定する。具体的には、例えば以下のような場合を指す。 ア ニコチン依存症治療補助アプリを用いる場合は、「B001-3-2」に掲げるニコチン依存症管理料の「1」の「イ」又は「2」を算定し、かつ、特定保険医療材料のニコチン依存症治療補助アプリを算定する場合 イ 高血圧症治療補助アプリを用いる場合は、高血圧症の医学管理において第2章第1部第1節医学管理料等(プログラム医療機器等指導管理料を除く。)のうち要件を満たすものを算定し、かつ、特定保険医療材料の高血圧症治療補助アプリを算定する場合 また、導入期加算は、プログラム医療機器等に係る初回の指導管理の際に、当該プログラム医療機器等を使用する際の療養上の注意点及び当該プログラム医療機器等の使用方法等の指導を行った場合に算定する。 (新 設)	字句訂正 字句挿入
548	右	下から1行目	D004 穿刺液・採取液検査 (1)～(12) (略) (13) <u>アミロイドβ 42/40比(髄液)</u> ア (略) イ <u>本区分「14」のリン酸化タウ蛋白(髄液)、本区分「15」のアミロイドβ 42/40比(髄液)又は本区分「15」の所定点数を準用するリン酸化タウ蛋白/アミロイドβ 42比(髄液)のうちいずれかを併せて行った場合は主たるもののみ算定する。</u> (14) (略)	D004 穿刺液・採取液検査 (1)～(12) (略) (13) <u>アミロイドβ 42/40比(髄液)</u> ア (略) イ <u>本区分「14」のリン酸化タウ蛋白(髄液)と併せて行った場合は主たるもののみ算定する。</u> (14) (略)	字句訂正

549	右	上から13行目	(15) <u>リン酸化タウ蛋白/アミロイドβ42比(髄液)は、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品に係る厚生労働省の定める最適使用推進ガイドラインに沿って、アルツハイマー病による軽度認知障害又は軽度の認知症が疑われる患者等に対し、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与の要否を判断する目的でアミロイドβ病理を示唆する所見を確認するため、ECLIA法により、脳脊髄液中のβ-アミロイド1-42及び181位リン酸化タウ蛋白を同時に測定した場合、本区分「15」のアミロイドβ42/40比(髄液)の所定点数を準用して患者1人につき1回に限り算定する。ただし、効能又は効果としてアルツハイマー病による軽度認知障害及び軽度の認知症の進行抑制を有する医薬品の投与中止後に初回投与から18か月を超えて再開する場合は、さらに1回に限り算定できる。なお、この場合においては、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u>	(新 設)	字句挿入
			D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) (略) (2) 「1」の「イ」の「1」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCRRSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。 ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、KRAS遺伝子変異(G12C)検査 イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、BRAF遺伝子検査 ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査 エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査 オ 濾胞性リンパ腫におけるEZH2遺伝子検査	D004-2 悪性腫瘍組織検査 (1) (略) (2) 「1」の「イ」の「1」医薬品の適応判定の補助等に用いるものとは、次に掲げる遺伝子検査のことをいい、使用目的又は効果として、医薬品の適応を判定するための補助等に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品又は医療機器を用いて、リアルタイムPCR法、PCRRSSO法、マルチプレックスPCRフラグメント解析法又は次世代シーケンシングにより行う場合に算定できる。 ア 肺癌におけるEGFR遺伝子検査、ROS1融合遺伝子検査、ALK融合遺伝子検査、BRAF遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、METex14遺伝子検査(次世代シーケンシングを除く。)、KRAS遺伝子変異(G12C)検査 イ 大腸癌におけるRAS遺伝子検査、BRAF遺伝子検査 ウ 乳癌におけるHER2遺伝子検査 エ 固形癌におけるマイクロサテライト不安定性検査 オ 濾胞性リンパ腫におけるEZH2遺伝子検査	

550	右	上から12行目	<u>カ 尿路上皮癌におけるFGFR3遺伝子検査</u> (3)～(16) (略)	(新 設) (3)～(16) (略)	字句挿入
552	右	下から1行目	(17) <u>IDH1遺伝子検査は、急性骨髄性白血病の骨髄液又は末梢血を検体とし、リアルタイムPCR法により、イボシデニブの適応の判定の補助を目的として、IDH1遺伝子変異の評価を行った場合に、区分「D004－2」悪性腫瘍組織検査の「1」悪性腫瘍遺伝子検査 イ 処理が容易なものの(1)医薬品の適応判定の補助等に用いるものの所定点数を準用して、患者1人につき1回に限り算定する。</u>	(新 設)	字句挿入
609	右	下から28行目	D012 感染症免疫学的検査 (1)～(60) (略) (61) <u>コンシズマブの血中濃度測定は、コンシズマブ投与中の先天性血友病患者に対して、コンシズマブ用量調整の判断のための補助を目的として、ELISA法により実施する場合に、区分「D012」感染症免疫学的検査の「66」抗アデノ随伴ウイルス9型(AAV9)抗体の所定点数を準用して、原則として患者1人につき1回に限り算定できる。なお、医学的な必要性から、本検査を2回以上算定する場合は、その理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u>	D012 感染症免疫学的検査 (1)～(60) (略) (新 設)	字句挿入
657	右	上から24行目	D215 超音波検査 (1)～(20) (略) (21) <u>超音波診断装置を用いて上腕の静脈の位置等を確認しながら、上腕静脈用カテーテルを挿入・留置した場合は、本区分の「2」の「ロ」の「(3)」その他(頭頸部、四肢、体表、末梢血管等)の所定点数を準用して算定する。なお、カテーテルの挿入に伴う検査及び画像診断の費用は当該点数に含まれるものとする。</u>	D215 超音波検査 (1)～(20) (略) (新 設)	字句挿入
1099	右	上から16行目	K598 両心室ペースメーカー移植術 (1) 左右の心室を電氣的に刺激することにより、重症心不全患者の心臓リズムを補正すると同時に、左右の心室間伝導障害を軽減し、血行動態を改善することを目的に実施されるものであり、次のいずれかの心不全に対して、治療が行われた場合に算定する。 ア・イ (略) <u>ウ 十分な薬物治療にもかかわらず改善のみられないNYHAクラスⅡ(軽度)、左室駆出率30%以下、QRS幅150ms以上、左脚ブロック、洞調律の全てを満たす心不全患者の症状改善(当該患者に対する使用が薬事承認において認められている医療機器を用いて実施した場合に限る。)</u>	K598 両心室ペースメーカー移植術 (1) 左右の心室を電氣的に刺激することにより、重症心不全患者の心臓リズムを補正すると同時に、左右の心室間伝導障害を軽減し、血行動態を改善することを目的に実施されるものであり、次のいずれかの心不全に対して、治療が行われた場合に算定する。 ア・イ (略) (新 設)	字句挿入

1246	右	上から16行目	N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1) 病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。 ただし、「3」のHER2タンパクは、過去に乳癌に係る本標本作製を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するための補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、<u>以下に掲げる目的で本標本作製を再度行う場合に限り、目的別に1回に限り算定できる(乳癌に係る初回の本標本作成を令和6年3月31日以降に実施した場合にあつては、令和8年5月31日までの間に限る。)</u>。なお、<u>「3」のHER2タンパクの2回目以降の算定に当たっては、その医学的必要性について診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> イ <u>化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的</u> ロ <u>ホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2低発現又は超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的</u> ハ <u>過去にHER2低発現を確認する目的で本標本作製を実施しHER2陰性が確認されている、化学療法歴がありホルモン受容体陽性の手術不能又は再発乳癌患者に対して、HER2超低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断する目的</u> (2)～(11) (略)	N002 免疫染色(免疫抗体法)病理組織標本作製 (1) 病理組織標本作製するにあたり免疫染色を行った場合に、方法(蛍光抗体法又は酵素抗体法)又は試薬の種類にかかわらず、1臓器につき1回のみ算定する。ただし、「3」のHER2タンパクは、<u>化学療法歴のある手術不能又は再発乳癌患者に対して、過去に乳癌に係る本標本作製を実施した場合であって、抗HER2ヒト化モノクローナル抗体抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判定するための補助に用いるものとして薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、HER2低発現の確認により当該抗悪性腫瘍剤の投与の適応を判断することを目的として、本標本作製を再度行う場合に限り、別に1回に限り算定できる(乳癌に係る初回の本標本作成を令和6年3月31日以降に実施した場合にあつては、令和8年5月31日までの間に限る。)</u>。なお、<u>再度免疫染色が必要である医学的な理由を診療報酬明細書の摘要欄に記載する。</u> (2)～(11) (略)	字句訂正
------	---	---------	--	---	------